

平成30年8月12日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 遺言 その3
秘密証書遺言について
- 相続人がいない場合の財産の
処理について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 53

遺言 その3

秘密証書遺言について

1 遺言については、利用しやすい遺言の方法として公正証書遺言や自筆証書遺言の紹介 (vol.2) や、自筆証書遺言の書き方 (vol.28) を既にご案内しております。ホームページにバックナンバーを掲載しておりますのでご覧ください。

今回は、あまり馴染みのない遺言の方法についてご紹介します。

2 秘密証書遺言とは、遺言の内容を秘密にしたまま公証人に遺言の存在のみを証明してもらう方法です。利用件数は少ないのですが、メリットとデメリットを比較するとデメリットにリスクを感じるためかもしれません。

メリットは、公証人にも証人にも内容を秘密にしたまま作成できるだけでなく、その遺言が遺言者の遺言であることを公証人に証明してもらえるという点です。誰にも秘密にするという点では自筆証書遺言でも同じ効果は期待できますが、亡くなった後で遺言者の自筆によるものか否か遺族間で争いになることがありますので、その争いを防止できる効果があります。また、自筆証書遺言では全文を自筆で書かなければなりません。秘密証書遺言の場合には、署名押印以外を除いてはパソコンのワープロソフトで遺言内容を記載することができるという点もメリットといえます。遺産の内容が多かったり、多岐にわたる場合には便利です。

一方、デメリットとしては、秘密証書遺言については以下に述べる法律が定める要件を備えていることが必要で、不備がある場合には無効になってしまうこと、自筆証書遺言と異なり、手続上公証人の面談と証人が必要になるという点で手続上の煩わしさというのが挙げられます。

3 次に作成の要件を掲げます。

① まず、遺言内容を記載した書面（以下「遺言証書」と言います）に、遺言者自身が署名し、印を押す必要があります。遺言内容を記載する書面は、便せんでもレポート用紙でもなんでも構いません。書式や紙質など決められていませんので、自由に選ぶことができます。封書に入れますので物理的な制約は多少生じますが、記載方法も、自筆、パソコンなど、署名捺印以外は自由です。ただし、変更が生じた場合の加除訂正については、その変更場所を指示し、変更した旨を付記して署名し、その変更の場所に印を押す必要があります。したがって訂正の場合には要注意です。

② 次に、遺言者が、その遺言証書を封筒などに入れて封をして、遺言証書に使用したのと同じ印章で封印することが必要です。実印でなくてもよいですが、同じ印章ということがポイントです。

③ そして、遺言者が公証役場などで、公証人1人及び証人2人以上の前に封書を提出して、自分の遺言書であることと、遺言者の住所氏名を述べる必要があります。公正証書遺言作成の場合と違って公証人と内容を打合せをする必要がありませんが、証人の準備などの必要があるので事前に公証役場に確認をしておいたほうがよいでしょう。

④ 以上の手続を経たうえで、公証人が、その遺言証書を提出した日付及び遺言者の申し述べたことを封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押し、完成となります。

4 以上の要件を欠いた場合にも、もし全文を自筆で書いているなど自筆証書遺言の要件を備えている場合（日付も必要です）には、秘密証書遺言としての効力がなくても、自筆証書遺言として有効になります。

5 公正証書遺言、自筆証書遺言、そして秘密証書遺言、それぞれの遺言の優先関係はありませんが、後に記載された遺言が前の遺言の内容と抵触する場合には、その抵触する部分について前の遺言が撤回されたとみなされます。

どの遺言を選択するかはメリット、デメリットの何を優先するかによります。弁護士に相談し要件違反にならないよう注意すれば、どの選択でも構わないと思います。ただ、公正証書遺言以外は、検認手続（死後の家裁での確認手続のことを言います）と、自分で保管しておくことが必要なので、死後遺族に発見されるよう配慮しなければなりません。

なお、平成30年7月6日に民法改正が成立し、相続についての変更のほかに、遺言についても、自筆証書遺言の一部のパソコン作成や、法務局での保管が可能となるなど変更がありました。改めて法改正についてはご紹介したいと思いますが、施行日が未定ですのでそれまでは上記の内容のとおりとなりますので、ご注意ください。

お悩みの場合にはご相談ください。



相続人がいない場合の財産の 処理について

資産をお持ちの方が亡くなり、相続人を調査した結果、相続人がいないという場合があります（所有者が不明という場合にはvol.48をご参照ください。ホームページにバックナンバーを記載しています）。これは、相続人がそもそもいないという場合もありますし、相続放棄をした結果相続人がいなくなったという場合もあります。よく問題になるのが、不動産に関連して、空き家問題にみられるように、不動産を処分したり何らかの変更を加える必要がある場合に、処理をする権限のある方が不存在という場合です。相続放棄した結果遺産の取扱に困ってしまったという場合もあります。

この場合、放置をするわけにもいかないので権限を有する方が必要ですが、そのための制度として相続財産管理人という制度があります。

1 相続財産管理人の選任申立のできる方について

この相続財産管理人とは、利害関係人や検察官の請求によって、家庭裁判所が選任することになります。検察官が請求することは特殊な場合でなければほとんどないので、通常、利害関係人から申立をすることになります。利害関係とは、たとえば、境界を接する隣地に建つ建物が崩壊しそうであるとか、共有持分を有している私道の共有者より共有持分を購入したいなど利害を有する場合があたります。まったく無関係の方が申し立てることはできませんが、それほど厳格な要件としては考えられていませんので、法律的な関連性や必要性があれば利害関係のハードルはクリアできます。

2 申立ての際の予納金の納付について

通常、相続財産管理人の職務は法律的な処理業務がメインになりますので、弁護士などの専門職が選任されます。申立人は、申立に際し、裁判所からは予納金の納付を求められます。この費用は、相続財産の処理費用や相続財産管理人の報酬に充てることになります。申立時点で、相続財産として多額の資産が判明しているケースであれば、予納金が比較的低額に抑えられたり、終了時に相当額が申立人に還付されるケースもあります。しかし、問題となっている資産以外には判明していないというケースの方がむしろ多く、そのような場合には相続財産処理費用を申立人が準備することが必要で、相当額の予納金の納付を求められることとなります。

3 相続財産管理人の職務について

選任されると、相続財産管理人は、判明している資産以外の資産調査を行います。かつて居住していた近隣の金融機関に対し預貯金調査をしたり、不動産を探索したりします。手掛かりとなる情報がないと資産を見つけるのは困難な作業になります。

これらの調査を経た上で財産目録を作成し、存在する資産についての管理業務を行います。

また、不動産や動産などの現金以外の財産については換価業務を行うこととなりますが、これについては裁判所の許可を得ながら進めることとなります。

例えば申立人が相続財産の購入を希望している場合には、申立人に処分すべき理由・必要性和、金額が相当である理由及び裏付け資料などを示した上で、裁判所がその主張を認めれば、許可が出され、処分できるということになります。

相続財産管理人の選任や、相続債権者（亡くなった方に請求権を持っている方です）や受遺者（遺言があるかもしれないので）がいる場合には一定期間に相続財産管理人に請求すべきこと、相続財産管理人が知らない相続人があれば一定期間内に権利を主張すべきことなどを、公告といって、官報（法律などを公表する新聞のようなものです）に掲載します。官報を一般の方がご覧になることはあまりありませんので、実際に公告を見て届出をされる方は極めて少ないといえます。これらの手続を経る一方で、財産を換価し、財産管理費用を除いたうえで、判明した債権者に弁済（資産が足りなければ債権額で割って按分した弁済になります）をします。以上が大体の流れです。

近時は子供の数が減少し、相続人の数も減少していますし、相続財産の処分を拒み相続放棄をする方もおられるので、今後はこの制度を活用する場面も増えてくるかもしれません。なお、財産的価値がある場合だけでなく、代々続いたお墓の処理の問題などもあり（墓守が亡くなった場合など）、お寺とお墓の仕舞い方についても協議をすることが増えているのは時代の流れともいえるでしょう。お悩みの場合にはご相談ください。

無料相談会のご案内

平成30年8月17日(金)、8月22日(水)、8月28日(火)、9月5日(水) のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しく下さい。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

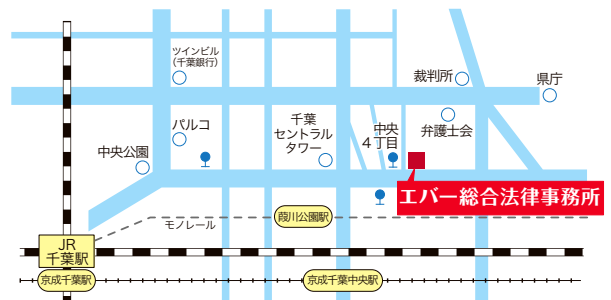
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。